

財産管理の新たな手法 家族信託

家族が安心できる相続と葬儀を考える「よみうり相続・終活セミナー」(読売新聞西部本社広告局主催、(株)Good不動産協賛)が、このほど福岡市中央区の読売新聞西部本社で開かれました。家族による財産管理の新たな手法として注目を集めている「家族信託」について、気鋭の専門家3人によるパネルディスカッションと、家族に負担をかけずに葬儀費用をまかなえる「少額短期保険」についての講演に、皆さん熱心に耳を傾けていらっしゃいました。



司会・伊藤舞さん (FBS福岡放送アナウンサー)

パネルディスカッション

知らなきや「損」する 円満相続と家族信託の秘訣

信託している人に財産を預ける制度



一般社団法人民事信託協会 理事長 島田 雄左氏

遺産を巡ってもめないための対策



弁護士法人菰田法律事務所 代表弁護士 菰田 泰隆氏

スムーズな相続と節税に有効



税理士法人アイユーコンサルティング 代表社員税理士 岩永 悠氏

成年後見制度や 遺言の弱点をカバー

島田 日本の人口のうち26%が65歳以上です。2055年には40%を超えと言われています。80歳以上で認知症の方の割合は20%です。認知症になると預貯金の管理が大変、相続税対策ができない、家の売買ができない—などの問題が起きます。

菰田 認知症の方には判断力がないと見なされているので、売買など法的なことではできないことになっています。

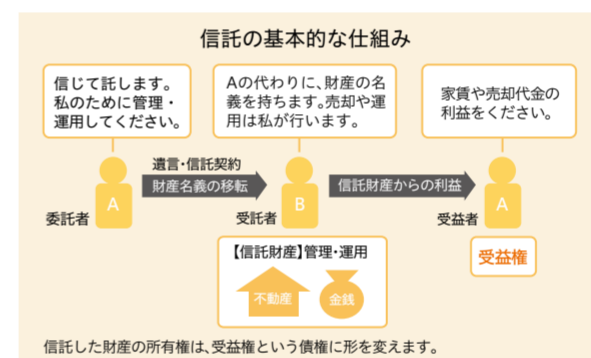
岩永 認知症になると、成年後見人を付けることができま

すが、財産を守ることが最優先されます。だれが見ても得だという対策でも財産を動かすことはできません。

2015年に相続税法の改正が行われました。それまで課税対象となる割合は4%程度でしたが、改正後は7~8%程度、8万人、10万人になると試算されています。

菰田 成年後見制度は、認知症の方の代わりに財産を管理する人「成年後見人」を指定する制度です。裁判所が許可すれば様々な手続きを認知症の方に代わって行うことができます。

島田 成年後見制度は、財産を動かさない、現状を維持す



るといふスタンスです。家を購入すれば預貯金を使うか、ローンを組みます。裁判所は「なぜ預貯金を減らすのか、借金を増やすのか」と認めてくれません。そこで家族信託が注目されています。2007年に始まった制度で、この1年で普及し始めました。

ひとこと言うと、信じている人にあなたの財産を預ける制度です。賃貸アパートを所有している人(委託者)が、信頼できる家族、例えば息子さん(受託者)に財産の名義を移します。受託者は財産を預かり、信託用口座を作って受け取った家賃収入などを管理します。もし認知症になっても不動産の名義が息子さんに変わっていますから、不動産の処分が可能で、家賃収入や売却の利益は息子さんではなく信託した人のものです。

岩永 預けているだけなので贈与税は発生しません。きちんとして信託契約書を作っておく必要があります。

島田 財産を預けているだけなのでいつか返してもらわなければなりません。契約書で死亡後の資産の継承先を指定できるため、死亡時に返却する例が多いです。

菰田 死亡後の資産継承を指定できる点で、一般的には遺言と同じと考えて良いでしょう。

島田 遺言の弱点として二次相続ができない点があります。

遺言は一世代しか効力がないので、長男夫婦に子供がいなければ、長男が亡くなると財産の大半をお嫁さんの一家が引き継いでしまいます。家族信託なら、最終的に次男の息子を受益者に指定すれば、先祖代々の土地を自分の家系に引き継ぐといったことができます。

岩永 この場合、お父さんが亡くなり長男に財産が動いた時点で、相続税がかかる点は注意してください。

菰田 家族信託のデメリットは何もないと考えて良いでしょう。ただし、遺留分(一定の相続人に必ず残しておくべき財産の割合)が発生するかどうかは、判例がまだなく結論が出ていません。

岩永 障害児がいる場合、負担付き遺言で生活費を渡してもらう方法はありませんが、扶養していない限り生活費を渡す都度、贈与税の対象になっていました。家族信託なら税金はかかりません。

島田 終活として①相続税の計算をしましょう②相続財産

を誰に引き継ぐか検討しましょう③認知症対策には家族信託を利用しましょう—をまとめとします。

菰田 遺産を巡ってもめるのは悲しいことです。亡くなる人が遺言でも家族信託でも、何らかの対策をしてください。

岩永 税金ばかり考えて、相続でもめるのは本末転倒です。まずはもめない対策、次に節税を考えてください。

島田 今日お話しさせていただいた3人は、まだ若輩者です。大丈夫かと思われるかもしれない人にご相談ください。私たちは長生きしますので、ずっとご相談をお受けできます。

講演

葬儀に関わる お金のお話

~今注目の少額短期保険制度~

(株)メモリード・ライフ 原田 景平氏



日本消費者協会のアンケートによると、葬儀について知りたいことの1位は費用についてです(52.7%)。同じく全国平均の費用は188.9万円。内訳は祭壇、お棺など葬儀費用一式122.2万円、通夜などの飲食費33.9万円、お寺に払う戒名料などが44.6万円となっています*。

葬儀が発生した際の収入として、ご香典、国保などから支給される葬祭費等、生命保険などがあります。会葬者は減少傾向にありご香典で葬儀費用をまかなうことは難しくなっています。また、亡くなられた方の預貯金口座は凍結され、すぐには使えません。一般の生命保険は請求から支払いまでの期間を確認しておく必要があります。

そこで注目されているのが、少額短期保険です。保障は総額1000万円までですが、生命保険分野では1年ごとの見直しが可能です。葬儀費用をはじめ、レスキュー、ペット保険など80社が取り扱っており、契約者は全国で688万人に達しています。

当社の葬儀保険は、満20歳から満89歳までお申し込み可能で、満99歳まで更新できます。医師の診察は不要で、死亡保険金は最低30万円~最高300万円までで、10万円単位で自由に設計できます。また、一定の条件がありますが、当社では、死亡保険金の50%を最速翌日に支払うクイック支払サービスがあります。万一の場合、ご家族が困らないようぜひご検討ください。

*内訳は各項目の平均額のため、各項目の合計額と総費用は一致しません。

終活で検討しよう 相続・認知症対策

菰田 家族信託のデメリットは何もないと考えて良いでしょう。ただし、遺留分(一定の相続人に必ず残しておくべき財産の割合)が発生するかどうかは、判例がまだなく結論が出ていません。

岩永 障害児がいる場合、負担付き遺言で生活費を渡してもらう方法はありませんが、扶養していない限り生活費を渡す都度、贈与税の対象になっていました。家族信託なら税金はかかりません。

島田 終活として①相続税の計算をしましょう②相続財産



協賛社あいさつ

高齢者の入居受け入れ 積極的に取り組む

(株)Good不動産 代表取締役 牧野 修司氏

このようにGoodグループでは、さまざまな事業を手がけていますので、不動産に対する悩みなどがございましたら、ぜひご相談ください。

このほか、リノベーション事業ではテレビ番組「劇的ビフォーアフター」でおなじみのリフォームの匠、若林秀和氏監修の「無垢部屋」を作っており、「手すりを付けた」「バリアフリーにしたい」などのご要望にもお応えしています。

また、収益ビル売買も手がけており取扱高は45億円を超えています。相続対策として不動産の購入や資産売却を検討されている方には無料で査定をいたします。

Goodグループは1万1700戸の賃貸マンション管理を行っています(2016年9月現在)。また若い会社ですが、福岡市で第4位となり、今年から高齢者の入居受け入れに積極的に取り組んでいます。

「身寄りがいない」「孤独死のリスクがある」などを理由に高齢者の入居を認めている管理会社は非常に少ないのが現状です。しかし今の高齢者はお元気です。そこで当社では、見守りサービスの提供などを条件に、保証人なしでも入居を可能にしており、都心でマンションに住みたいとお考えの方のお力になれたらと考えています。

